

環境宣言

(1) 基本理念

南丹市は、豊かな自然や歴史・文化に恵まれたまちであり、環境を守り維持するため、市民・来訪者・事業者・市それぞれの取り組み内容や協力体制を明らかにした「南丹市環境基本計画」を策定しました。本計画では市全域を対象とし、「人づくり」「生活環境」「地域環境資源」「資源循環」「地球環境」の5つの視点から、環境をとらえ課題の解決に、私たち一人ひとりが、環境に配慮した取り組みを進め、環境保護に努めることで、環境像である「豊かな自然と人を守り育むまち 南丹」の実現を目指し、市の素晴らしい環境を将来の世代に引き継ぎます。

(2) 方針

市は、行政サービス、行政事務、事業活動に関わる全ての活動の環境影響を改善するために、次の方針に基づき環境マネジメント活動を推進して、地球環境との調和と環境保全に努めます。

- ① 市の活動および行政サービスに係わる環境影響を常に認識し、環境汚染の予防および環境保護を推進するとともに、環境マネジメント活動の継続的改善を図ります。

なお、環境保護には、持続可能な資源の利用、気候変動の緩和及び気候変動への適応、生物多様性の保全などを含みます。

- ② 市の活動および行政サービスに係わる環境関連の法律、条例およびその他の要求事項を遵守します。
- ③ 市の活動および行政サービスに係わる環境影響のうち、以下の項目を環境管理重点テーマとして取り組みます。

(ア) 省エネルギーの推進(電力・灯油・LP ガス使用量の削減)

(イ) 省資源の推進(PPC 用紙使用量の削減)

(ウ) 市民啓発(廃食用油回収による再生利用の推進)

- ④ 一人ひとりが環境負荷低減活動を積極的に実践できるように、環境宣言を全職員に周知するとともに南丹市ホームページ等により広く公開し、市民が入手できるようにする。

- ⑤ 京都府環境を守り育てる条例に基づき、南丹市美しいまちづくり条例および南丹市総合振興計画を踏まえつつ、地球温暖化対策の推進に関する法律における地方公共団体実行計画(事務事業編)の実行のため、整合を図り推進する。

上記の方針達成のために、環境改善目標を設定するとともに、定期的に見直し環境マネジメント活動を推進します。

制定日 平成 26 年 10 月 1 日

改定日 令和 4 年 6 月 14 日

南丹市長 西村 良平